

飯田市における用途地域等による建築物の用途制限（概要）

平成28年4月1日現在

建築物の用途制限	用途地域											特別用途地区 （大規模集客施設制限地区）	特定用途制限地域	用途地域指定なし	
	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	工業用地	工業用地				
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
建てられる用途 ○、①、②、③、④、▲ （①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり） 建てられない用途 □															
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの		①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	店舗等の床面積が 10,000㎡を超えるもの														
事務所等	事務所等の床面積が 1,500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホテル、旅館			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	
遊技施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場 パテイング練習場等			▲	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	カラオケボックス等				▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	麻雀屋、ばちこ屋、射的場、馬券・車券発売所等				▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	劇場、映画館、演芸場、観覧場					①	○	○	○		②		②	②	
	キャバレー、個室付浴場等								○	▲	▲		▲	▲	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車教習所			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	○
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	
	建築物附属自動車車庫 ①、②、③については、建築物の延べ床面積の2分の1以下かつ備考欄に記載の制限	①	②	③	③	○	○	○	○	○	○	○	③	○	○
	倉庫業倉庫														
	畜舎	①	①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	②	○	○
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋 建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場				①	①	①	②	②	○	○	○	○	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場							②	②	○	○	○	○	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場									○	○	○	○	○	○
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場														
	自動車修理工場				①	①	②	③	③	○	○	○	④	○	○
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	量が少ない施設								○	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設									○	○	○	○	○	
	量が多い施設										○	○	○	○	
製造施設の準用工作物	鉱物等粉砕・生コン製造等・アスファルト等製造									▲	○	○	○	○	○
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定、または特定行政庁の許可が必要														

注) 本表は、建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。